若葉区地域活性化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、若葉区自主企画事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条第1号 に定める「地域活性化支援事業」(以下「本事業」という。)について必要な事項を定める。

(対象団体)

- 第2条 本事業の補助金交付対象団体は、次の各号をすべて満たす者とする。
- (1) 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (2) 団体の事務所が千葉市内にあること (団体の事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住しているもの。)。

(事業の条件等)

- 第3条 本事業の補助金交付対象事業は、次の各号にすべて該当しなければならない。
- (1) 主として若葉区内の活動であること。
- (2) 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたること。
- (3) 同一内容の事業について、本補助金の交付を受けていないこと(ただし、地域づくり活動 支援事業及び区テーマ解決支援事業において継続して補助金の交付を受ける事業並びに地域 拠点支援事業において継続して家賃補助を受ける事業については、連続して3年間の補助を 可能とする。)。
- (4) 地域拠点支援事業の補助金を受ける事業においては、過去に地域拠点支援事業の補助金の 交付対象となった拠点でないこと。

(対象外となる事業)

- 第4条 本事業の補助金交付対象事業は、次の各号に該当してはならない。
- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体の事業
- (2) 特定団体の構成員のみを対象とする事業
- (3) 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
- (4) 国・地方公共団体等からの補助、助成及び委託を受けている事業
- (5) 講演会・イベントの開催のみを目的とした事業

(審査)

- 第5条 本事業の補助金交付対象事業の決定及び評価にあたっては、審査委員会による審査を行う。
- 2 前項の審査の詳細は、別に定める。

(公表)

- 第6条 区長は、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第23条及び第24条の趣旨により、以下に掲げる場所等において、要綱による補助金の交付を受けた団体から提出のあった書類(条例第7条に定める「不開示情報」を除く。)又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 閲覧場所 若葉区役所地域振興課事務室内
 - (2) 閲覧時間 若葉区役所の事務取扱時間
 - (3) 閲覧期間 補助金の交付を決定してから5年間
- 2 区長は、要綱による補助金の交付を受けた団体に対し、前項と同様の方法により、団体自ら 一般の閲覧に供するよう求めることができる。ただし、前項第3号に定める期間については2 年間とする。

附則

- この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。